

◎公職選挙法の一部を改正する法律案新旧対照表

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（選挙人を誤認させることを意図した行為の禁止）</p> <p>第百三十九条の二 何人も、当選を得又は得させる目的をもって、公職の候補者の身分、職業若しくは経歴、その者の政党その他の団体への所属、その者に係る候補者届出政党の候補者の届出、その者に係る参議院名簿届出政党等の届出又はその者に対する人若しくは政党その他の団体の推薦若しくは支持に関し選挙人を誤認させることを意図した行為をしてはならない。</p>	<p>〔新設〕</p>